

## 令和3年度策定委員会の意見・論点

資料4

NO	回	発言者	内容	該当箇所
1	2	山本委員	調布市は一人ひとりを大切にする視点を持つ市だということをどこかに打ち出してもよいかと思う。	全体
2	3	掛川副委員長	「再犯防止」という言葉をできるだけ使わないようにしていただきたいと要望する。	全体（表現）
3	3	掛川副委員長	P23では対象が少年のためか「立ち直り」という言葉が使われているのでP26～28の「再犯防止に取り組む」を「更生を支援する」「立ち直りを支える」のような表現にできないか再度ご検討いただければと思う。	全体（表現）
4	3	風間委員	名称変更を検討してもよいかと考えていた。とはいえ国が再犯防止推進計画と示しているため、この名称は残しつつ愛称を付けるのはどうかと提案する。例えば市民公募で愛称を付ければそれが計画の紹介にもなり周知しやすくなりますのでご検討いただければと思う。	全体（表現）
5	3	掛川副委員長	「再犯防止に取り組む必要があります」は少なくとも違う言葉に置き換えられると思う。きつい表現なので本文の中ではできるだけ再犯防止という言葉を使わず、罪に問われた人々に市として寄り添っていく姿を見せていただきたいといった趣旨で発言させていただいた。	全体（表現）
6	3	藤井委員	第2章の統計については市の範囲と調布警察署の管轄区域が一致していないためデータが見にくいところがありますが、それを少し解消するための提案を後ほどさせていただきたいと思う。	第2章
7	3	高橋委員	実は地域の方たちに助けてもらうことも多く居場所がない方を導いてくれる場合もあります。住民の力が非常に大きいので、その掘り起こしやつながりづくりといった内容も計画の中に入れてよいと思う。	基本方針Ⅰ ① 居場所づくり
8	3	山本委員	以前、保護観察中の少年に國領神社のお祭りにスタッフとして入ってもらい小さな子どもの面倒を見るという役割を担ってもらったことがある。その結果、少年たちの行動が少し変わってきたので表に出してあげることが効果的ではないかと思った。こういう話を計画のどこに盛り込めるかはわからないが家に閉じ込めてしまうのではなく本人を人の輪の中に入れることがとても大事だと感じた。	基本方針Ⅰ ① 居場所づくり
9	3	藤井委員	協力雇用主について検討していただけるということで、うれしく感じております。入札資格や総合評価方式における優遇等を検討している市もありますので調布市でもご検討いただければ有り難い。	基本方針Ⅰ ② 就労確保の支援
10	3	山本委員	協力雇用主という言葉が計画のどこかに入れてもよいと思う。	基本方針Ⅰ ② 就労確保の支援
11	3	川村委員長	P15（1）の「住居確保に向けた相談体制等の充実」に記載の「緊急連絡先となる人の確保」については関係課と調整中というお話だが非常に重要なことですのでご努力いただきたいと切に願う。仮に今回の計画では見送らざるを得ない状況にあったとしても、そのことを計画の中に残せるよう工夫していただきたいと個人的には思う。	基本方針Ⅰ ③ 住居確保の支援

12	3	藤井委員	3点目、P17①の「高齢者や障害者への支援」の最終項目に触法障害者に対する支援というところが新たに入った。 ここのタイトルは「高齢者や障害者への支援」で障害者だけ出すのはバランスが悪く、高齢者のことについても後ほどご提案させていただく。	基本方針Ⅱ ① 高齢者や障害者への支援
13	2	山本委員	自分が薬物を使用していたことを知られたくないため地元では参加したくないのかもしれませんが。どの地区の回復プログラムに参加してもよいが、多摩地区にもあればと思っている。	基本方針Ⅱ ③ 薬物依存者への支援
14	2	藤井委員	薬物を使用した方がそれを断ち切るのはとても大変で服役や保護観察が終われば問題解決というものではない。地域とつながり続ける先として保健所や精神保健福祉センター、病院、ダルク、NAといったいろいろな選択肢があればよいと思う。	基本方針Ⅱ ③ 薬物依存者への支援
15	2	小川委員	学校内で問題が起きているということで民生委員や保護司が学校と連携を取って年に一度研修会を実施している。子ども家庭支援センターや主任児童委員とも連携しているので、そのことを現状の主な取り組みに記載していただければと思う。	基本方針Ⅲ ① 非行の未然防止等
16	3	川村委員長	P26、1つ目の文章の「犯罪をした者等が社会に復帰するためには自ら努力することも必要」というのがそれで、自己責任を追及するニュアンスがにじみ出ている。細部に本質が宿るので、もう少し柔らかい文言をご検討願う。	基本方針Ⅳ ② 広報・啓発活動の促進（表現）
17	1	小川委員	犯罪は年齢に関係なく発生するが、中学や高校を出たくらいの子もたちは卒業してしまうと情報が途絶えてしまう。保護司は1対1で対応するが、民生委員は地域全体で協力できる立場にある。保護司や更生保護女性会の方及び民生委員共々、情報の共有が必要ではないかと思う。	基本方針Ⅴ ① 関係機関・団体の連携強化
18	2	山本委員	市内にはいろいろな団体があるが、その団体を知っているのは役所の方である。地区協議会という地元密着型の組織が調布市にはあるので、そういうところと連携することも大事かと思う。	基本方針Ⅴ ① 関係機関・団体の連携強化
19	2	小川委員	8名の方が地域福祉コーディネーターとして活動されていると聞いている。1人で2～3の小学校を受け持っているそうで、苦労されているだろうと民生委員としても思う。そういった中でコーディネーター同士や各団体との連携があればさらに充実した活動ができると思うし、地域の再犯防止に関するより細かな情報が出てくる気もする。	基本方針Ⅴ ① 関係機関・団体の連携強化